平成２６年（フ）第１７４号
京都市上京区一条通千本東入伊勢殿構町264番地
債務者　池内　頼子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
京都市伏見区元桃山学区桃山井伊掃部西町23－５　シャルト松井205、住民票上の住所京都市伏見区新町11丁目345番地３　コーポきたむら106
債務者　神藤　昌司
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
京都市左京区岩倉幡枝町2259番地　幡枝共同アパート１Ｆ東
債務者　板倉　和弘
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
京都市西京区桂上豆田町17番地８　ユニハイツ301号
債務者　奥村　　勉
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１２号
京都市左京区田中大久保町32番地１　要ハイツ２－Ｃ
債務者　田代しのぶ
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
京都府宇治市小倉町老ノ木15番地の９　ドミセーヌ303号
債務者　角田　敏彦
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
京都府宇治市小倉町老ノ木15番地の９　ドミセーヌ303号
債務者　角田美智子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６６０号
兵庫県西宮市鳴尾町１丁目２番11―202号、前住所兵庫県西宮市今津真砂町１番12―303号
債務者　椛谷　陽子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９８号
兵庫県西宮市段上町２丁目１番32―102号
債務者　安原　裕生
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０１号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目12番13号　丸美ハイツ206
債務者　池側　　明
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５号
鳥取県米子市三本松３丁目３番24号
債務者　佐伯　俊郎
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第３５７号
愛媛県伊予市下吾川403番地１　フレンドリーハイツ日野Ａ棟201号
債務者　吉田　玲司
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
愛媛県松山市朝生田町２丁目１番24号　コーポ幸８号
債務者　井上　　学
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５９号
愛媛県松山市神田町８番25号　ＭＴハイツ203号
債務者　大西　洋司
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９号
愛媛県今治市内堀１丁目１番２号　サービス付き高齢者向け住宅しまなみ212、前住所愛媛県今治市高地町２丁目乙441番地３川本厚生会館103号、前々住所愛媛県今治市高地町２丁目甲2060番地１
債務者　川本　静子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第２６５号
福岡県小郡市赤川302番地４
債務者　佐藤かほり
1　決定年月日時　平成26年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２４号
佐賀県佐賀市若宮１丁目16番22号
債務者　井手くるみ
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係